# 鯖江商工会議所青年部 オリジナルブランドマークデザイン応募要項

## 【はじめに】

鯖江商工会議所青年部では、鯖江 YEG ブランドの認知を高めることを目的として、鯖江 YEG オリジナルブランドマークを広く一般より公募します。

※「鯖江YEG」とは鯖江商工会議所青年部の略称です。

### ~鯖江 YEG ブランド~

鯖江 YEG とは地域で活躍する様々な業種のプロフェッショナルが集まった団体です。

地域に根付いた100を超える企業から鯖江を愛する若手経営者が集い、地域経済の発展から住みよい郷土づくりを目指し活動しています。

わたしたちが力を合わせれば出来ないことは何もない。

地域の笑顔を創造し、次代へと先導する、それが鯖江 YEG です。

皆さまの創造力を存分に発揮し、鯖江 YEG の特徴やブランドを表現する魅力的なオリジナルブランドマークの制作をお願いします。

制作参考キーワード

【様々な業種のプロフェッショナル】・【私たちが力を合わせれば出来ないことは何もない】・

【無限の可能性】・【笑顔の創造】・【次代への先導者】

### ※参考資料 日本商工会議所青年部ロゴマーク



商工会議所のマークは、Chamber of Commerce and Industry の3つ の頭文字を組み合わせたものです。 また、Japan の頭文字も含ませ大鳥が翼を 広げて飛ぶ様子を表現しています。 すなわち、日本商工会議所が世界に飛躍していることを示し、全国各地の商工会議所はこのマークで統一されています。

#### 【応募概要】

#### ■応募受付期間

令和4年12月15日(木)~令和5年1月25日(水)必着

### ■応募資格

プロ・アマ問わずどなたでも応募可能です。また、経験や受賞歴の有無等は不問です。 学生の方からの応募大歓迎。

#### ■応募方法

「鯖江 YEG ブランドマーク応募用紙」にオリジナルブランドマークと必要事項を記入の上、 鯖江商工会議所青年部事務局へ郵送・電子メールにより応募ください。

### ■応募規定

- ・応募点数に制限はありませんが、応募1件につき1点の応募とします。 また、同一作品による複数の応募はできません。
- ・ご自身で作成した未発表の作品で、第三者の著作権などを一切侵害しないものであり、 既存のマークと類似していないものであること。
- ・ブランドマークデザインの作成・応募にかかる費用は応募者のご負担とします。
- ・ブランドマークの応募は応募用紙もしくは電子メールにてご応募ください。フルカラーとし、 手書きもしくはデジタルデータで応募してください。色調の提案は自由としますが拡大縮小での 使用も考慮してください。最小サイズでの使用は縦横3cmを想定しています。
- ・手書きの場合の画材は、色鉛筆・クレヨン・絵具・マジックなどとし、デザインをスキャンする ため、凹凸があるものは不可とします。
- ・電子メールによる応募の場合は、電子メール本文に必要事項を記載し、ブランドマークデザインを 添付してご応募ください。ブランドマークデザインのデータは JPEG、PDF、PNG、AI(Adobe Illustrator)形式としてください。
- ・応募していただいた作品の返却はいたしません。
- ・応募用紙に従い、必ず応募作品についての解説文を記入して提出してください。
- ・作品へのロゴタイプ(鯖江 YEG 文字)の使用は自由とします。

#### ■審査方法

鯖江商工会議所青年部で構成される鯖江 YEG ブランディング委員会にて1次通過の審査を行い、令和5年2月13日に行われる「2月鯖江 YEG ブランディング例会」にて鯖江 YEG の会員による審査・投票を経て大賞1作品を決定いたします。

#### ■結果発表

決定した作品は令和5年3月頃に受賞者に通知するとともに、鯖江YEG ホームページ、Instagram、Facebook にて発表いたします。

### ■賞金

大賞 賞金10万円(税込み)

※受賞者が18歳未満の場合、賞金の授与には保護者の同意を必要とします。

#### ■留意事項

- ・採用作品に関わる著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む)、意匠権、商標権等 (以下「知的財産権」という)の一切の権利は採用が確定した時点で鯖江 YEG に譲渡されます。
- ・鯖江 YEG は、鯖江 YEG の名前で採用作品を公表し、翻案し、自由に使用することができる ものとします。
- ・採用作品の制作者は著作者人格権を行使しないものとします。

- ・応募者は、応募作品が第三者の知的財産権、その他一切の権利を侵害するものでないことを保証 するものとします。
- ・採用作品について、万一結果発表後に第三者の権利侵害が判明した場合は、採用を取り消します。 採用作品が第三者の権利を侵害したことにより、鯖江 YEG が権利者から権利侵害の申し立てを 受けた場合、制作者は、鯖江 YEG に全面的に協力するものとします。
- ・第三者の権利侵害に関連して鯖江 YEG が損害を被った場合、制作者が一切の責任と負担を負う ものとします。
- ・採用作品は、最終的に原案を尊重しながら補正・修正を加えさせていただく場合があります。また 若干のデザイン修正をお願いする場合もあります。

## ■個人情報の取り扱い

- ・応募者の個人情報については、本事業に関するもの以外で一切使用することはありません。
- ・個人情報の取扱いについては、応募された時点で応募者の同意を得られたものとします。

#### ■お申込み・お問い合わせ

鯖江商工会議所青年部 鯖江YEGブランディング委員会

・所在地: 〒916-0026 福井県鯖江市本町3丁目2-12 鯖江商工会議所2F

・担当者:鯖江 YEG ブランディング委員会 委員長 竹内

・メール: sabaeyegbranding@gmail.com